

登録販売者の研修概要

登録販売者の研修概要

登録販売者とは

- 一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験に合格し、都道府県知事の登録を受けた者。
- 令和3年度末時点で、255,437人（令和3年度衛生行政報告例より）

研修

- 「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」（昭和39年厚生省令第3号）において、薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者（以下「一般用医薬品販売業者等」という。）は、医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、薬剤師、登録販売者及び一般従事者に対する研修を実施することが義務付けられている。
- 登録販売者は一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要があるため、研修の専門性、客観性、公正性等の確保の観点より、一般用医薬品販売業者等が自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことに加え、外部の研修実施機関が行う研修（以下「外部研修」という。）を受講させることが適当とされ、「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委託して行う外部研修について）」を作成し、平成24年4月1日より運用開始。
- 登録販売者に対する研修について、ガイドラインを示し、外部研修の受講を義務付けているところであるが、通知による運用で徹底されていない指摘があり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）において、一般用医薬品販売業者等は、その薬局、店舗等において業務に従事する登録販売者に、外部研修を毎年度受講させなければならないと規定され、令和4年4月1日に施行されている。

登録販売者の研修概要

研修内容

- **研修の受講対象者及び研修時間**

受講対象者：一般用医薬品販売業者等の下で一般用医薬品の販売に従事する**全ての登録販売者**

研修時間：**毎年度、少なくとも計12時間以上**、定期的かつ継続的に研修を受講

- **研修内容**

(ア) 医薬品に共通する特性と基本的な知識（一般用医薬品の適正使用と安全対策イ）人体の働きと医薬品
(ウ) 主な一般用医薬品とその作用（エ）薬事に関する法規と制度（オ）（カ）リスク区分等の変更があった
た 医薬品（キ）店舗の管理及び区域の管理に関する事項（ク）その他登録販売者として求められる理念、
倫理、関連法規等

- **研修の確認**

研修実施機関は、研修参加者の研修の修了に当たり、**試験その他の方法により、研修参加者の研修内容の習得を確認し**、修了証等を研修参加者に対し交付することで、修了認定を適切に行う

※従事期間が1年以上であって、継続的研修に加えて、追加的研修を修了した登録販売者は、店舗管理者又は区域管理者になることができる。

研修実績

※登録販売者に対する研修の受講状況等に関する報告（令和3年度）

- 研修実施機関：93団体
- 実施回数：896回
- 受講者数：155,497人